

平成27年2月16日  
主 税 局

減価償却資産となる100万円未満の美術品等の  
平成27年度固定資産税（償却資産）の申告について

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正について（時の経過により価値の減少しない資産の範囲の見直し）が平成26年12月25日に公表されました。これら改正に伴う平成27年度固定資産税（償却資産）の申告について以下のとおり取扱いますので、ご確認の上申告願います。

**国税での取扱い**

上記通達の一部改正では、美術品等について、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。

詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。↓

- ・[法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)(国税庁ホームページ)
- ・[「所得税基本通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)(国税庁ホームページ)

**固定資産税（償却資産）の取扱い**

(1) 平成27年1月1日に取得した美術品等（減価償却資産として取り扱われるもの）平成27年度固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

(2) 平成27年1月1日前に取得した美術品等

平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」という。）より減価償却資産として取り扱う場合、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

このため、平成27年度固定資産税（償却資産）の申告においては、個人事業者及び12月決算法人のうち、「適用初年度」より減価償却資産として取り扱う美術品等について、申告対象となります（※1）。

（※1）12月決算法人以外の法人で、「適用初年度」より減価償却資産として取り扱う美術品等については、平成28年度固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

平成27年度固定資産税（償却資産）における申告要否

(減価償却資産として取り扱う) 美術品等の取得時期	事業者	申告要否
平成27年1月1日	個人事業者+全法人	申告必要
平成27年1月1日 前	個人事業者+12月決算法人	減価償却資産として取り扱う場合
		申告必要
		上記以外の場合
		申告不要

**平成27年度固定資産税（償却資産）の評価方法について**

- (1) 平成27年1月1日及び平成26年中に取得した資産  
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$
- (2) 平成25年以前に取得した資産  
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) \times (1 - \text{減価率})^{n-1}$   
 n：その償却資産を取得した年から当該年度までの経過年数

**平成27年度固定資産税（償却資産）申告書の記載方法**

- (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）第26号様式  
 『取得価額』欄  
 美術品等の取得時期に関わらず、「前年中に取得したもの（ハ）」欄に取得価額を記載
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）第26号様式別表1  
 『取得年月』欄
  - ① 平成27年1月1日取得の場合 ⇒平成26年12月
  - ② 平成27年1月1日前取得の場合 ⇒美術品等を取得した年月（当初取得年月を記載）※種類別明細書の適要欄に「美術品通達改正」と記載してください。

## 平成27年度固定資産税（償却資産）の申告について

### (1) 12月決算法人以外の法人

12月決算法人以外の法人で、平成27年1月1日前に取得した美術品等（「適用初年度」より減価償却資産として取り扱う見込みのもの）について、既に平成27年度固定資産税（償却資産）の申告を行っている場合、過申告となります。お手数料をおかけし申し訳ありませんが、申告書を提出した都税事務所へご連絡をお願いします。

### (2) 個人事業者及び12月決算法人

個人事業者及び12月決算法人で、平成27年度固定資産税（償却資産）の申告において申告対象となる美術品等の申告を行っていない場合、平成27年度修正申告書を提出いただくか、平成28年度申告において増加資産として申告ください（※2）。

（※2）平成28年度申告において増加資産として申告する場合、申告漏れ分として平成27年度に遡及して課税を行いますが、地方税法第368条に規定する申告をしなかったことによる延滞金は徴収いたしません。

ご不明な点がございましたら、申告する[各都税事務所](#)にお問い合わせください。